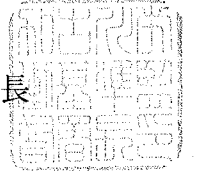


加古川基署発 0813 第 1 号
令和 2 年 8 月 13 日

加古川労働基準協会 会長 殿

加古川労働基準監督署長



8 月以降における熱中症予防対策の徹底について

労働基準行政の推進につきまして、日頃から格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、職場での熱中症予防対策については、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」等の取組を行い、関係団体等と連携し取り組んでいるところです。

今般、7 月末までに報告があった全都道府県の熱中症の件数をとりまとめた（別紙）ところ、猛暑であった昨年同時期と比較して、6 月については、速報値ではあるものの、死傷者数が 2 倍以上となっていました。

例年、熱中症の発症は 7 月から 8 月にかけて急増するところ、今年は、新型コロナウイルス感染症に備えて「新しい生活様式」を導入したことに伴い、在宅勤務や業務量の偏りが生じているところも多くなっています。7 月末からの気温の急激な上昇に対し、労働者が熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）していないと、熱中症の発症や重篤化が懸念されます。また、こうした状況で、夏季休暇後に、暑さに慣れていない身体で業務再開を行う際には細心の注意が必要です。

つきましては、貴職におかれましては、8 月以降の職場における熱中症予防対策の徹底に向け、労働者の熱順化の状況を踏まえた対策の実施に留意する等により、熱中症予防対策に一層の取組を進めていただけるよう、関係事業場への周知について特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

熱中症による月別の労働者死傷病報告数（平成 31 年・令和元年、令和 2 年）（人）

	5月 以前	6月	7月	7月末まで の累積数
令和 2 年 ※同年 7 月末時点の 速報値	14 (1)	57 (0)	22 (2)	93 (3)

平成 31 年・令和元 年 ※同年 7 月末時点の 速報値	28 (0)	24 (0)	20 (7)	72 (7)	8月	9月	10月 以降
平成 31 年・令和元 年 ※確定値	30 (0)	45 (1)	177 (5)	252 (6)	472 (15)	97 (3)	8 (1)

- 令和 2 年においても同様に報告数が確定すると仮定すると、7 月末までの累積確定数は 300 人以上に上ると推定される。
- 平成 31 年・令和元年 8 月（確定値）において、450 人を超える被災者が発生したことから、本年 8 月以降も職場における熱中症予防対策の更なる徹底が必要である。
 - ※ 括弧内は、死亡者数（内数）。
 - ※ 「5 月以前」は 1 月から 5 月まで、「10 月以降」は 10 月から 12 月までの合計。
 - ※ 休業 4 日以上の労働災害に係る労働者死傷病報告及び都道府県労働局による把握人数。

（参考）平成 31 年・令和元年の職場における熱中症による死傷災害発生の概要

職場での熱中症による死傷者（死亡・休業 4 日以上）は、前年より減少したものの 829 人と依然として多く、うち死亡者は 25 人となっています。死亡災害の発生は 8 月に集中し、死亡者を業種別に見ると、建設業 10 人、製造業と警備業がそれぞれ 4 人などとなっています。死亡災害には、防護服や着ぐるみなど、通気性の悪い衣服を着用していた事例も含まれています。

死傷者については、過去 10 年で初めて製造業での発生が建設業より多くなりました。炎天下での作業だけでなく、通風の悪い屋内作業においても注意が必要です。また、熱中症が原因で、高所から墜落する、車両の運転中に交通事故が起きるなど、第三者を巻き込みかねない事例もあります。